

## 平成 22 年度違法伐採対策・合法木材普及推進委員会運営要領（案）

## 1 目的

合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下合法木材という）の普及拡大と合法木材の円滑な供給を進めるため、業界団体による自主的取組のあり方等について、業界関係者、学識経験者など関係者による情報交換・意見交換等を行い、「違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業」（以下「本事業」という）の基本方針の作成や事業の効果的な推進のための助言を行う。

## 2 構成

## (1) メンバー

木材関係業界団体、学識経験者、環境 N G O 等から構成され（社）全国木材組合連合会（以下全木連という）会長が委嘱する。

## (2) 会長

委員会には会を代表する会長をおく  
会長は委員会委員の互選により決定する。

## 3 協議事項

- (1) 合法木材の普及・啓発に関すること
- (2) 合法木材の円滑な供給に関すること
- (3) その他本事業の企画運営方針に関すること
- (4) その他必要な事項

## 4 部会

- (1) 委員会に以下の部会をおく。

## (ア) 合法木材普及拡大部会

本事業の中の「合法木材の普及体制整備事業（普及啓発）」及び「合法木材の普及体制整備事業（供給体制整備、普及支援）」のうち「合法木材普及支援事業」を適切に実施するため、合法木材の普及啓発活動のあり方について意見交換し、事業の基本方針と効果的・効率的な実施に対して助言を行う。

## (イ) 合法木材供給体制整備部会

本事業の中の「合法木材信頼性向上支援事業」及び「合法木材の普及体制整備事業（供給体制整備事業、普及支援）」のうち「合法木材供給体制整備事業」を適切に実施するため、合法木材の供給体制を整備するための業界団体による自主的な取組のあり方などについて意見交換し、事業の基本方針と効果的・効率的な実施に対して助言を行う。

- (2) 構成

(ア)メンバー

各部会のメンバーは、該当分野の学識経験者等から全木連会長が委嘱する。

(イ)座長

各部会に会を代表する座長をおく  
座長は各部会委員の互選による

6 事務局

事務局は全木連におく。その運営に当たっては、他の事業実施団体と連携をはかることとする。

7 情報の公開

協議内容は関連するホームページ「合法木材ナビ」により公開する。